

○宮崎県がん診療連携協議会規程

〔平成19年6月20日〕
制 定

改正 平成20年10月15日 平成21年11月17日
平成27年9月3日 平成28年10月17日
平成30年2月27日 平成30年8月8日
令和4年3月28日

(設置)

第1条 がん診療連携拠点病院の整備に関する指針(平成26年1月10日厚生労働省健発第0110第7号)に基づき、宮崎大学医学部附属病院(以下「宮大病院」という。)に宮崎県がん診療連携協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定に関する事。
- (2) 宮崎県内のがん診療実績等の共有に関する事。
- (3) 宮崎県におけるがん診療及び相談支援の提供に関する事。
- (4) 宮崎県における地域連携クリティカルパスの整備に関する事。
- (5) 宮崎県内の院内がん登録データの分析、評価等に関する事。
- (6) 宮崎県におけるがん医療に関する研修計画、診療支援医師の派遣調整に関する事。
- (7) 宮崎県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等に関する情報共有及び情報提供に関する事。
- (8) その他宮崎県のがん対策推進計画等に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 宮大病院の病院長
- (2) 宮崎県の地域がん診療連携拠点病院の病院長
- (3) 宮崎県のがん診療指定病院の病院長
- (4) 宮崎県医師会長
- (5) 宮崎県歯科医師会長
- (6) 宮崎県福祉保健部長
- (7) 宮大病院のがんセンター長

- (8) 宮大病院のがんセンター副センター長
- (9) 宮大病院の薬剤部長
- (10) 宮大病院の看護部長
- (11) 宮大病院の診療情報管理部長
- (12) その他宮大病院の病院長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 協議会に議長を置き、宮大病院の病院長をもって充てる。

- 2 議長は、協議会を招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を会議に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(専門部会)

第8条 協議会に、がん診療に関する専門的事項を処理するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項は議長が別に定める。

(事務)

第9条 協議会の事務は、宮崎大学医学部医療支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年2月8日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第2項の委員の任期は、第4条の規程にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。